## 正会員入会審査規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第10条に基づく正会員入会審査は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人の正会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員1名の推薦があり、理事会の 承認を得た者とする。
  - (1) 4年制大学の心理学または心理学関係の学科・専攻等を卒業した者、または認定心理 士資格・公認心理師資格を有する者。
  - (2) (1)以外の者で、心理学または心理学関係の大学院の課程に在学する者、または同課程を修了した者。
  - (3) 4年制大学において隣接領域を専攻した者で、卒業後2年以上心理学に関連する研究または業務に従事している者。
  - (4) その他、心理学以外の領域の研究者で、修士以上の学位またはそれと同等以上の十分 な研究経歴を有し、かつ心理学に関連する研究または業務に従事している者。
- 3 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

## 附則

- 1 本規程は、1994年9月20日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2000年3月11日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2008年9月19日より施行する。
- 4 本規程の改正は,2009年6月7日より施行する。
- 5 本規程の改正は,2010年6月20日より施行する。
- 6 本規程は,2011年4月1日より施行する。
- 7 本規程の改正は、2023年9月15日より施行する。